

総会

配布：一般

2015年1月26日

第69会期

議事日程議題 106

2014年12月18日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書に基づく (A/69/490)]

69/200. 2016年に開催される世界の薬物問題に関する特別総会

総会は、

1. 2014年3月21日の麻薬委員会決議 57/5¹を歓迎し、そして2016年始めに、世界薬物問題に関する特別総会を招集するという2012年12月20日の総会決議 67/193において総会が行った決定のために、世界薬物問題対策に対する統合されたまた均整のとれた戦略に向けた国際協力に関する政治宣言と行動計画²の実施において、政治宣言の第40項に含まれた勧告の実施において、加盟国により為された進展についての麻薬委員会によるハイレベル再検討で表明された支援に満足をもって留意する。

2. まだ批准や加入をしていない国家に対して、批准や加入をすることを、そして締約国に対して、優先事項として、1972年の議定書³により修正された1961年の麻薬に関する単一条約、1971年の向精神薬に関する条約⁴そして1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約⁵の全ての条項を履行することを促す。

¹ 経済社会理事会公式記録、2014年、補遺 No.8 (E/2014/28)、第I章、C節を見よ。

² 同書、2009年、補遺 No.8 (E/2009/28)、第I章、C節。

³ 国際連合、条約集、第976巻、No.14152.

⁴ 同書、第1019巻、No.14956.

⁵ 同書、第1582巻、No.27627.

3. 政治宣言において実施の再検討のための目標期日として設定されてきた、2019年への途中の重要な段階として、麻薬委員会決議 57/5 において指摘されたように、2016年の世界薬物問題に関する特別総会の重要性を強調する。

4. 2016年の世界薬物問題に関する特別総会において、それは、共通のまた共有した責任の原則に基づいてそして国際連合憲章の目的と原則、国際法並びに世界人権宣言に完全に適合して、またとりわけ国家の主権と領土保全、国家の国内問題不干渉の原則、全ての人権、基本的自由、全ての個人の固有の尊厳および国家間の平等権と相互尊重の原則を尊重して、実質問題に対処することを再確認する。

5. 特別総会は、2016年3月に開催されることが予定されている、麻薬委員会の第59会期に続いて招集されるものとすることを決定する。

6. 2016年の世界薬物問題に関する特別総会は、関連する手続規則および確立された慣行に従って、包括的な準備過程に十分に貢献する国際連合制度の機関、組織および専門機関、関連する国際的なまた地域的な機構、市民社会並びにその他の関連する利害関係者が入るのを許可する、広範囲にわたる実質協議を含む包括的な準備過程を含むこともまた決定する。

7. 薬物問題を扱う国際連合制度内の中心的な政策決定機関としての、麻薬委員会は、オープンエンドなやり方で全ての構成上のまた実質的な問題に対処することにより、この過程の先導を務めることを更に決定し、そしてこれに関連して総会議長に対し、この過程に関与して支援し、指導しそして支えることを招請する。

8. 2016年の特別総会のための適切な準備を確保するため最も効率的なやり方でその既存の会合と報告の権利を使用するために必要なあらゆる措置を講じるために麻薬委員会により行われた取組に感謝しつつ留意し、そして麻薬委員会に対し、できるだけ早く、特別総会を準備するのに必要なあらゆる措置を講じつつけることを要請する。

9. 特別総会の目的と目標の達成に向けて積極的に活動するため、麻薬委員会により遂行された準備作業において全ての加盟国の参加と後発発展途上国への支援の提供を奨励し、そして加盟国

とその他の資金供与者に対し、この目的のために特別予算の資源を提供することを招請する。

10. 2016 年に開催される世界薬物問題に関する特別総会は、政治宣言と行動計画に定められた約束と目標を更に実施するために、三つの国際薬物統制条約およびその他の関連する国際文書の枠組内で、2019 年の目標期日に至るまでの加盟国間のハイレベルなまた広範囲にわたる議論のための機会を構成することを認識する。

11. そのハイレベル会合を含む、麻薬委員会の第 52 会期と第 57 会期の準備のためのまたその期間中の、市民社会、とりわけ非政府組織により果たされた重要な役割もまた認識し、そして総会の手続規則およびその他の特別総会のために策定された慣行に従った、特別総会のための準備におけるその積極的関与の必要性、並びに特別総会期間中のその効果的な、実質的なまた積極的な関与の必要性を更に認識し、そして麻薬委員会の委員長に対し、企業との協議およびこれに関連した関連する利害関係者とのその他の適切な活動を考慮することを要請する。

12. 国際連合制度の機関、組織および専門機関、多数国間開発銀行、国際麻薬統制委員会を含む、その他の関連する国際機構、並びに地域的な機構に対し、とりわけ、国際連合薬物犯罪事務所の事務局長を通して、特別総会で対処される問題についての具体的な勧告を提出することにより、2016 年の特別総会のための準備に十分に貢献することを招請する。

13. 麻薬委員会に対し、2016 年の特別総会のための準備において為された進展について、経済社会理事会を通して、第 70 会期の総会に報告することを要請する。

14. 既存の通常予算の資源の範囲内から特別総会とその準備過程を実施するという決議 67/193 で行われた総会決定を再確認する。

15. 加盟国およびその他の資金供与者に対し、国際連合の規則と手続に従って、本決議において定められた目的のための特別予算の資源を提供することを招請する。

第 73 回本会議

2014 年 12 月 18 日